

公認心理師法案が原案のまま国会に再提出されております。しかし、関係の国会議員の先生方の中で、なお、法制化についての考えに違いやずれがあるとのことです。関係方に事実関係を確認し、現在の状況を多くの臨床心理士の方々にご認識頂くことが肝要と考え、以下の理解をご送信申し上げます。参照いただければと存じます。

以下「公認心理師法案」の現状に関する「臨床心理士有志の会」のツイッターに沿って、内容確認の上、まとめたものです。現在の流れがわかりますのでご一読ください。

<https://twitter.com/cpyuhshi2013>

『推進連の会合出席者からの情報のまとめです。』

1：民主党が用意した公認心理師法案の修正案では、受験要件の部分に「2の学部卒の部分に修士卒要件の「1項に準ずる」と位置づける文言を挿入」「医師の指示の削除」「カリキュラムに臨床心理学を入れることを明示」の3点が盛り込まれていた模様です。

民主党の主張では、前国会から今国会の間に受験要件、カリキュラムについての修正に関して自民党との間で合意が成り立っていたはずなのに覆された。医師の指示条項、受験要件、カリキュラムすべてにわたって医療関係団体が原案から変更を認めない強硬姿勢であることが理由のようです。

民主党の修正案は、ほぼすべての臨床心理士、ならびに心理職の専門家が納得する案の筈です。関係部外の団体とそれに同調した日本臨床心理士会等が「原案無修正」を叫んであえて修正を潰そうとする意味が理解できません。

医療関係団体が「学部卒」の部分、そして「カリキュラム」の部分に強く注文をつけてくるところから、逆にこれらの法文の意味するところが明らかになりつつあるように思われます。

2：（推進連に関する別の消息筋情報から）「公認心理師法案」再提出に至った経過について

①衆議院のHPに書き込みあり：7月8日に衆議院に再提出（4党提案）→翌日、参議院に送られ受理されたとのことです。

②なお、提案者に入っていない党がある：民主党、共産党ほか。

民主党は「去年の11月の段階で修正案が出していたにもかかわらず原案に戻して提案されてしまった、そのため、今回、法案提出に参加していない」とのことです。

③文部科学委員会にまず出される見通しとのこと。（厚生労働委員会ではないとのこと。）

④民主党の修正案の要点について：民主党によれば「医師の指示条項を変える修正を提案していたのに変わっていないのはおかしい。」「カリキュラムで臨床心理学を含む心理学という文言と7条2項は「1号に規定する者に準ずるもの」とする、としていたのに修正されていない。」とのこと。

これらの点が自民党との協議で取り込まれていなかったということと考え合わせると、「精神科七者懇の声明」（無修正での上程を主張する）および「日本臨床心理士会の無修正上程の要望」は、民主党の修正案に対する牽制だったとも考えられるそうです。

「臨床心理士有志の会」としては大半の臨床心理士はこの民主党の修正案を支持する筈です。日本臨床心理士会は会として民主党修正案を支持する声明を出してほしいところです。

同時に心理職の国家資格化をめぐる議論は密室ではなく広く国民に公開された形で行われるべきと要望します。

民主党の修正提案と主張では、「前国会と今国会との間に受験要件、カリキュラムについての修正に関して自民党との間で合意が成り立っていたはずなのに、それが今回の上程案では覆されている」ということが問題にされました。医師の指示条項、受験要件、カリキュラムすべてにわたって、医療関係団体が変更を認めない強硬な態度を取っていることが理由のようだと明らかにされました。

以上のような見解が推進連の会合で公表されたとのこと。

「民主党の修正案」の内容は日本中の臨床心理士に十分知らされなければならないはずのものです。ここにきて、なお、国会議員に対して「臨床心理士が尊重される」よう理解を求めていくべきものと考えます。

◎なお、「7月26日に日本臨床心理士会第3回理事会」が開催の予定です。しかし公認心理師法案関連の議題がないとの情報です。